

一、最新中国法令

- [关于支持民营企业加快改革发展与转型升级的实施意见](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会等六部门
【发布文号】发改体改〔2020〕1566号
【发布日期】2020-10-23
【内容提要】该意见从“切实降低企业生产经营成本、鼓励引导民营企业改革创新”等九方面提出 38 项配套措施，其中包括：

切实降低企业生产经营成本
▪ <u>继续推进减税降费：</u> 对受疫情影响严重的中小企业，依法核准其延期缴纳税款申请；对小微企业 2020 年 01 月 01 日至 2021 年 12 月 31 日的工会经费，实行全额退还支持政策。
着力解决融资难题
▪ <u>促进及时支付中小企业款项：</u> 落实《保障中小企业款项支付条例》，加快建立支付信息披露制度、投诉处理和失信惩戒制度以及监督评价机制。
深入挖掘市场需求潜力
▪ <u>进一步放宽民营企业市场准入：</u> 制定鼓励民营企业参与铁路发展的政策措施，支持民营企业参与重大铁路项目建设以及铁路客货站场经营开发、快递物流等业务经营。依法支持社会资本进入银行、证券、资产管理、债券市场等金融服务业。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202010/t20201023_1248824.html

- [工业和信息化部关于加强外商投资电信企业事中事后监管的通知](#)

【发布单位】工业和信息化部
【发布文号】工信部通信函〔2020〕248号
【发布日期】2020-10-20
【内容提要】该通知强调，自《国务院关于取消和下放一批行政许可事项的决定》发布之日起，工信部不再核发《外商投资经营电信业务审定意见书》，相应外资审查工作纳入电信业务经营许可审批环节。前期已获批准意见书的外商投资企业，可继续按法定程序申请电信业务经营许可。后续外商投资企业直接

一、最新中国法令

- [民間企業の改革発展とモデルチェンジ・グレードアップを加速させることを支持することに関する実施意見](#)

【発布機関】国家発展・改革委員会等六部門
【発布番号】発改体改〔2020〕1566号
【発布日】2020-10-23
【概要】本意見では、「企業に係る生産経営コストを着実に引下げ、改革刷新を民間企業に奨励し誘導する」等 9 つの方面から 38 項目の関連措置を打ち出している。具体的には以下のものが含まれる。

企業に係る生産経営コストを着実に引下げる
▪ <u>租税公課引下げ措置を引き続き推進する。</u> 感染症発生により深刻な影響を受けている中小企業に対して、税金納付延期の申請を法に依拠し承認する。2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までにおける工会経費を全額返還する支援政策を、零細企業に対して実行する。
資金調達難の解決に力を入れる
▪ <u>中小企業への代金支払いが遅滞なく行われるようにする。</u> 「中小企業への代金支払保障条例」を着実に実行し、支払情報開示制度、苦情処理、信用喪失制裁制度及び監督評価メカニズムの構築を加速させる。
潜在的な市場ニーズを更に掘り起こす
▪ <u>民間企業に対する市場参入規制を更に緩和する。</u> 民間企業による鉄道事業発展への参与を奨励するための政策措置を制定し、民間企業による重大鉄道建設事業及び鉄道旅客・貨物ターミナルの経営開発、宅急便物流等の事業への参与を支援する。社会関係資本による銀行、証券、資産管理、債券市場等金融サービス業への進出を支援する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202010/t20201023_1248824.html

- [外商投資電気通信企業に対する事中・事後の監督管理強化に関する工業情報化部による通知](#)

【発布機関】工業情報化部
【発布番号】工信部通信函〔2020〕248号
【発布日】2020-10-20
【概要】本通知では、「一部の行政許可事項の取消、委譲に関する国务院による決定」の発布日から、工信部は以後、「外商投資による電気通信業務経営査定意見書」を交付せず、係る外資審査作業を電気通信業務経営許可の審査許可段階に組入れる。前期に意見書を取得済みの外商投資企業は、法定の手續に従い電気通信業務経営

申请电信业务经营许可或变更时，需一并提交相关外资申请材料，工信部将依法依规办理。对于外资股比限制等准入政策和要求，仍按照《外商投资电信企业管理规定》、《中华人民共和国电信条例》和《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》等相关规定执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757020/c8126050/content.html>

- [中国人民银行上海分行、上海市商务委员会关于明确自由贸易账户支持上海发展离岸经贸业务有关事项的通知](#)

【发布单位】中国人民银行上海分行、上海市商务委员会

【发布文号】上海银发〔2020〕180号

【发布日期】2020-10-21

【内容提要】该通知共八条，主要包括：

- 离岸经贸业务是指境内企业作为全球性生产、销售、服务等活动的组织者开展的上中下游交易对手均为非居民的各类以经常项目为主的交易，交易活动发生在境外，相应的资金结算通过自由贸易账户发起，包括但不限于货物转手买卖、离岸加工贸易、服务转手买卖等。
- 上海市商务委员会定期向中国人民银行上海分行推送“离岸经贸业务企业名单”。中国人民银行上海分行指导上海市已建立分账核算单元的商业银行为名单内企业通过自由贸易账户开展的离岸经贸业务按国际通行规则提供国际结算、贸易融资等在内的跨境金融服务便利。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://swwww.sh.gov.cn/zxxxgk/20201021/be2957109bf64453ae1e9b1dd5c68dd2.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系

許可を引き続き申請することができる。その後、外商投資企業が電気通信業務經營許可又は変更の申請を直接行う際には、係る外資申請資料も合わせて提出し、工信部が法に依拠し取り扱うことになる。外資の持分比率制限等参入に係る政策及び要求は依然として、「外国投資家による電気通信企業投資管理規定」、「中華人民共和国電気通信条例」、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」等の関係規定に従い取り扱うことを、強調している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757020/c8126050/content.html>

- [自由貿易口座により、上海におけるオフショア経済貿易業務の発展を後押しすることに関する中国人民银行上海支店、上海市商務委員会による通知](#)

【発布機関】中国人民银行上海支店、上海市商務委員会

【発布番号】上海銀発〔2020〕180号

【発布日】2020-10-21

【概要】本通知は計八条から成り、主に以下の内容が含まれる。

- オフショア経済貿易業務とは、国内企業がグローバルな生産、販売、サービス等活動の組織者として展開し、川上、川中、川下の取引相手がいずれも非居住者である各種の經常項目を主な取引とし、取引活動が国外で発生し、係る資金決済は自由貿易口座を通じて行われるものを指す（これには物品転売、オフショア加工貿易、サービス転売等が含まれるが、これらに限定されない）。
- 上海市商務委員会は定期的に中国人民银行上海支店に「オフショア経済貿易業務企業リスト」を送付している。中国人民银行上海支店は、リストに記載された企業が自由貿易口座を通じて展開するオフショア経済貿易業務に対して、かかる国際ルールに基づき、国際決済やトレードファイナンス等を含むクロスボーダー金融サービス上の便利を提供するよう、上海市にてFTUを構築している商業銀行に指示している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://swwww.sh.gov.cn/zxxxgk/20201021/be2957109bf64453ae1e9b1dd5c68dd2.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく

系。

か、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● 个人信息保护法（草案）公开征求意见

日前，全国人大常委会第二十二次会议对《[中华人民共和国个人信息保护法（草案）](#)》进行了审议，并公布全文，向社会公开征求意见（截止日期为2020年11月19日）。

该《草案》共八章七十条，聚焦目前个人信息保护的突出问题，确立以“告知→同意”为核心的个人信息处理规则，要求处理个人信息应当在事先充分告知的前提下取得个人同意，并且个人有权撤回同意；重要事项发生变更的应当重新取得个人同意；不得以个人不同意为由拒绝提供产品或者服务。

（里兆律师事务所 2020年10月23日编写）

● 国务院常务会议明确提出：全面推行证明事项和涉企经营许可事项告知承诺制

日前，国务院总理李克强主持召开[国务院常务会议](#)。会议主要内容包括：

- 按照“减证便民”要求，对与企业 and 群众生产生活相关、依申请办理的高频事项或获取难度较大的证明，特别是在户籍管理、市场主体准营、社会保险等方面，抓紧推行告知承诺制。
- 对有较严重不良信用记录或曾作出虚假承诺等情形的，在信用修复前不适用告知承诺制。
- 对承诺不实的要依法终止办理、责令限期整改、撤销行政决定或予以行政处罚，并纳入信用记录，实施失信惩戒。

（里兆律师事务所 2020年10月23日编写）

二、新着情報

● 個人情報保護法（草案）について、パブリックコメントを募集している

先頃、全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議において、「[中華人民共和国個人情報保護法（草案）](#)」の審議を行った上で全文を公布し、パブリックコメントを募集している（締切日は2020年11月19日である）。

本「草案」は計八章七十条から成り、現在の個人情報保護の分野における注目度の高い問題に焦点をあて、個人情報を取り扱う際には、事前に十分に告知した上で、情報主体から同意を得なければならず、且つ情報主体は同意撤回の権利を有する。重要事項に変更が生じた場合、情報主体の同意を再度得る必要があり、同意しなかったことを理由に、当該情報主体に対する製品若しくはサービスの提供を拒否してはならないとする「告知→同意」を柱とした個人情報の取扱ルールを確立している。

（里兆法律事務所が2020年10月23日付で作成）

● 証明事項及び企業の経営に係る許可事項に対して告知誓約制を全面的に推進することが国務院常務会議で明確に提言された。

先頃、国務院総理である李克強による主宰の下で、[国務院常務会議](#)が開催された。本会議における主な内容は、以下の通りである。

- 「証明事項を減らすことで、人々の手続の利便性を向上させる」との要求に従い、企業及び一般大衆の生産、生活に関係し、申請により取り扱う頻度の高い事項又は取得難度が相対的に高い証明事項、とりわけ戸籍管理、事業者営業許可、社会保険等の方面において、告知誓約制を急ぎ普及させる。
- 深刻な不良信用記録がある又は過去に虚偽の誓約を行ったことがある等の状況がある場合、信用を回復するまでは告知誓約制を適用しないものとする。
- 誓約が虚偽であった場合には法に依拠し取扱を終了し、期限付きの是正を命じ、行政決定を取消し又は行政処罰に処し、且つ信用履歴に記載し、信用喪失制裁措置を実施する。

（里兆法律事務所が2020年10月23日付で作成）

三、里兆解读

- [《民法典》给企业带来什么变化——“担保制度”解读（连载之二/共二篇）](#)

在第 698 期《里兆法律资讯》中，关于《民法典》实施后担保法律制度的主要变化，我们比较《民法典》与《物权法》以及《担保法》的相关规定，介绍了担保物权的相关变化。接下来，我们将对保证合同进行简要评述。

二、保证合同相关变化

主题	《物权法》、《担保法》等规定	《民法典》规定	律师简要评述
非典型担保合同		<p>第三百八十八条 设立担保物权，应当依照本法和其他法律的规定订立担保合同。担保合同包括抵押合同、质押合同和其他具有担保功能的合同。...</p> <p>第四百一十四条第二款 其他可以登记的担保物权，清偿顺序参照适用前款规定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 《民法典》扩大了担保合同的范畴，除抵押、质押合同外，也明确了其他非典型担保合同的存在，为实践中非典型担保（如保理、融资租赁、让与担保、所有权保留等）的应用和裁判提供了法律依据，也将促进金融担保的创新，为金融市场注入新活力。
保证方式约定不明时的	《担保法》第十九条 当事人对保证方式没有约定或者约定不明确的，按照连带保证责任承担保证	第六百八十六条 保证的方式包括一般保证和连带责任保证。当事人在保证合同中	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般保证人享有先诉抗辩权，而连带责任保证则不享有该项权利，这是两者之间最大的区别。

三、里兆解説

- [「民法典」は企業にどのような変化をもたらすか——「担保制度」を読み解く（連載の二/全二回）](#)

第 698 期「里兆法律情報」においては、「民法典」実施後における担保法律制度の主な変化に関して、「民法典」を「物権法」、「担保法」の関係規定と比較しながら、担保物権の変化について紹介している。以下では、保証契約について簡潔に考察している。

二、保証契約に関する変化

テーマ	「物権法」、「担保法」等の規定	「民法典」の規定	筆者コメント
非典型担保契約		<p>第三百八十八条 担保物権を設定する場合、本法及びその他の法律の規定に従い、担保契約を締結しなければならない。担保契約には、抵当契約、質権契約及びその他担保機能を有する契約を含む。.....</p> <p>第四百一十四條第二項 その他登記可能な担保物権について、その弁済順位は前項の規定に準じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「民法典」は、担保契約の範囲を拡大し、抵当契約、質権契約以外に、その他非典型担保契約があることを明確にしておき、実践において非典型担保（例えば、ファクタリング、ファイナンスリース、譲渡担保、所有権留保等）の運用及び裁判における法律根拠を提供し、また金融担保の革新を促し、金融市場に新たな活力を与えた。
保証方式について約定	「担保法」第十九条 当事者が保証の方式について約定していないか、又は約定が明確でない場合、 連帯責任保	第六百八十六条 保証の方式には一般保証及び連帯責任保証が含まれる。当事者が保証契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般保証人は検索の抗弁権を享有するが、連帯責任保証の場合は当該権利はなく、これが両者の最大の違いである。

推定	責任。	方式没有约定或者约定不明确的,按照 一般保证 承担保证责任。	所谓先诉抗辩权,是指在主合同纠纷未经审判或者仲裁,并就债务人财产依法强制执行仍不能履行债务前,可以拒绝向债权人承担保证责任的权利。 ¹ ● 相比较《担保法》而言,此次《民法典》作出了完全相反的规定,这会减轻保证人的负担,但也符合保证合同本身存在的目的,即、保障债权的实现,在当债务人未履行到期债务或者发生当事人约定的情形时,由保证人履行债务或承担责任。	が明確でない場合の推定	証に則って保証責任を負う。	の中で、保証の方式について約定していないか、又は約定が明確でない場合、 一般保証 に則って保証責任を負う。	いわゆる検索の抗弁権とは、主たる契約紛争が裁判又は仲裁を経て、債務者財産について法に依拠し強制執行をしたにもかかわらず、債務を履行することができないという状況にまだ至っていない場合、債権者に対して保証責任の負担を拒否できる権利をいう。 ¹ ● 「担保法」と比べると、この度の「民法典」は真逆の規定を行っており、これによって保証人の負担を軽減することになるが、保証契約そのものが存在する目的にも合致している。つまり、債権の実現を保障し、債務者が期限到来債務を履行しない、又は当事者で取り決めた状況が発生した場合、保証
----	-----	---------------------------------------	--	-------------	---------------	--	---

¹ 关于一般保证人不得行使先诉抗辩权的特殊情形,《民法典》第 687 条第 2 款作出了全新规定:一般保证的保证人在主合同纠纷未经审判或者仲裁,并就债务人财产依法强制执行仍不能履行债务前,有权拒绝向债权人承担保证责任,但是有下列情形之一的除外:

- (一) 债务人下落不明,且无财产可供执行;
- (二) 人民法院已经受理债务人破产案件;
- (三) 债权人有证据证明债务人的财产不足以履行全部债务或者丧失履行债务能力;
- (四) 保证人书面表示放弃前款规定的权利。

¹ 一般保証人が検索の抗弁権を行使できない特別な状況について、「民法典」第 687 条第 2 項では新たに規定している。一般保証の保証人は、主たる契約の紛争が裁判又は仲裁を経て、債務者財産について法に依拠し強制執行をしたにもかかわらず債務を履行することができないという状況にまだ至っていない場合、債権者に対して保証責任の負担を拒否することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (一) 債務者の行方が不明であり、且つ執行に供することのできる財産を持っていない。
- (二) 人民法院はすでに債務者破産案件を受理している場合。
- (三) 債権者は、債務者の財産をもって全部の債務を履行するには足りず、又は債務履行能力を喪失したことを証明できる証拠がある場合。
- (四) 保証人は本項に定める権利を放棄する意思表示を書面で行った場合。

			<p>因此，当保证方式约定不明时，由债务人先行担责的一般保证方式，应该更符合情理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 对于债权人而言，意味着在订立保证合同或其他可能适用保证规则的非典型担保合同时，应更加关注关于保证方式的约定内容，尽量明确连带保证责任约定。 			<p>人は債務を履行し、又は責任を負うというものである。</p> <p>よって、保証方式の約定が明確でない場合、債務者が先行して責任を負うという一般保証のほうが情理に適うのではないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 債権者においては、保証契約又はその他保証に関する規則が適用される非典型担保契約を締結する際に、保証方式の約定について一層注意を払い、連帯責任保証をなるべく明確に約定するのがよい。 	
一般保证债务诉讼时效	《担保法解释》第三十四条 一般保证的债权人在保证期间届满前对债务人提起诉讼或者申请仲裁的，从判决或者仲裁裁决生效之日起，开始计算保证合同的诉讼时效。	第六百九十四条 一般保证的债权人在保证期间届满前对债务人提起诉讼或者申请仲裁的，从 保证人拒绝承担保证责任的权利消灭之日起 ，开始计算保证债务的诉讼时效。	<ul style="list-style-type: none"> ● 结合《担保法》第17条第2款²及《担保法解释》第34条，考虑到在“判决或者仲裁裁决生效之日起”至“债务人财产依法强制执行仍不能履行债务前”的期间内，债权人要求保证人承担责任的，保证人仍有权拒绝，如果将此期间计入诉讼时效， 	一般保证债务的诉讼时效	「担保法解释」第三十四条 一般保証の債権者が保証期間満了前に、債務者に対して提訴し、又は仲裁を申し立てた場合、 判決又は仲裁判断に効力が生じた日から保証契約の訴訟時効を起算する。	第六百九十四条 一般保証の債権者が保証期間満了前に、債務者に対して提訴し、又は仲裁を申し立てた場合、 保証人が保証責任の負担を拒否する権利が消滅した日から 、保証債務の訴訟時効を起算する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「担保法」第17条第2款²及び「担保法解释」第34条を踏まえ、「判決又は仲裁判断が効力を生じた日」から「債務者財産が法に依拠し強制執行をしたにもかかわらず、債務を履行することができないという状況に至る」までの期間において、債権者が保証人に対して責任を負

² 一般保証の保証人が主合同纠纷未经审判或者仲裁，并就债务人财产依法强制执行仍不能履行债务前，对债权人可以拒绝承担保证责任。

² 一般保証の保証人は、主たる契約の紛争が裁判又は仲裁を経て、債務者財産について法に依拠し強制執行をしたにもかかわらず債務を履行することができないという状況にまだ至っていない場合、債権者に対して、保証責任を負うことを拒否することができる。

			<p>显然损害了债权人的利益。</p> <p>因此，此次《民法典》将起算点更改为“保证人拒绝承担保证责任的权利消灭之日”，应该更有利于保障债权人的时效利益。</p>			<p>うことを求める場合、保証人は依然として拒否する権利があるため、この期間を訴訟時効に算入しないのであれば、債権者の利益が損なわれることが明らかである。このため、今回の「民法典」では、起算点を「保証人が保証責任の負担を拒否する権利が消滅した日」に変更しており、そのほうが債権者の時効利益を保護するうえで有益である。</p>	
<p>连带共同保证人间的追偿权</p>	<p>《担保法》第十二条同一债务有两个以上保证人的，保证人应当按照合同约定的保证份额，承担保证责任。没有约定保证份额的，保证人承担连带责任，债权人可以要求任何一个保证人承担全部保证责任，保证人</p>	<p>第七百条保证人承担保证责任后，除当事人另有约定外，有权在其承担保证责任的范围内向债务人追偿，享有债权人对债务人的权利，但是不得损害债权人的利益。</p>	<p>● 《民法典》删除了连带责任保证人之间追偿权的规定，引发了对连带共同保证人是否仍然享有内部追偿权的追问。参考《九民纪要》第56条规定⁴，对于混合担保中担保人之间的追偿权，明确了法院不予支持的原则（另有约定除外），但是否完全适用</p>	<p>连带共同保证人间的求偿权</p>	<p>「担保法」第十二条同一の債務について2人以上の保証人がいる場合、保証人は保証契約で約定した保証割合に従って、保証責任を負う。保証割合について約定がない場合、保証人は連帯責任を負い、債権者はいずれの保証人に対しても全ての保証責</p>	<p>第七百条保証人は、保証責任を負った後、当事者間に別段の約定がある場合を除き、自己が負った保証責任の範囲内で債務者に求償することができ、債務者に対する債権者の権利を有するが、債権者の利益を損害してはならない。</p>	<p>● 「民法典」では、連帯責任保証人同士の求償権に関する規定を削除したことで、連帯共同保証人がこれまで通りに内部の求償権を有するかどうかの疑念が生じた。「九民纪要」第56条規定⁴を参照すると、混合担保における担保設定者の間の求償権について、裁</p>

⁴ 【混合担保中担保人之间的追偿问题】被担保的债权既有保证又有第三人提供的物担保的，担保法司法解释第38条明确规定，承担了担保责任的担保人可以要求其他担保人清偿其应当分担的份额。但《物权法》第176条并未作出类似规定，根据《物权法》第178条关于“担保法与本法的规定不一致的，适用本法”的规定，**承担了担保责任的担保人对其他担保人追偿的，人民法院不予支持，但担保人在担保合同中约定可以相互追偿的除外。**

⁴ 【混合担保における担保提供者の間の求償に関する問題】被担保債権について、保証も第三者による物的担保も提供されている場合、担保法司法解释第38条によると、担保の責任を果たした担保提供者は、他の担保提供者に対してその負担すべき割合の弁済を求めることができると明記されている。但し、「物権法」第176条では、そのような規定が定められていなかった。「物権法」第178条「担保法と本法の間に齟齬がある場合には、本法を適用する」という規定に基づくと、**担保の責任を果たした担保提供者が他の担保提供者に対し求償する場合、人民法院はこれを支持しない。但し、担保提供者が担保契約において、互いに求償することができる旨を約定している場合は、この限りではない。**

<p>都负有担保全部债权实现的义务。已经承担保证责任的保证人，有权向债务人追偿，或者要求承担连带责任的其他保证人清偿其应当承担的份额。</p> <p>《担保法解释》第二十条³</p>		<p>于连带担保的情形，也有待商榷。</p> <p>因此，关于“连带共同保证人间的追偿权”问题，可能还有待观察后续立法部门及司法部门是否会作出进一步的解释等。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在此期间，作为连带保证人应充分认识到为此可能面临的风险，并建议可以通过灵活约定保证人追偿权的方式来降低自身风险。
--	--	--

<p>任を負うよう求めることができ、保証人はいずれも全ての債権の実現を保証する義務を負う。すでに保証責任を履行した保証人は、債務者に対して求償し、又は連帯責任を負うその他の保証人に対して、同人が負担すべき部分について求償をする権利を有する。</p> <p>「担保法解释」第二十条³</p>		<p>判所の支持しないという原則（別途約定がある場合は除く）を明確にしたが、それを連帯担保の状況に完全に適用できるかどうかについては、検討の余地がある。よって、「連帯共同保証人間の求償権」に関する問題は、その後、立法部門及び司法部門がさらなる解釈等を行うことが待たれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> それまでは、連帯保証人においては、想定されるリスクを十分に理解したうえで、保証人間の求償権を柔軟に約定する方式により、自身のリスクを軽減するとよい。
---	--	--

三、 结语

《民法典》在《物权法》、《担保法》等规定的基础上，删除了与现有法律体系不一致或不符合实际需求的旧条文，增加了符合担保制度发展趋势的新条文，进一步完善了担保法律制度，并一定程度上促进资金融通，以及交易形式的多样化，改善营商环境。

同时，《民法典》体现出保护担保人利益的倾向，有助于平衡担保人与担保物权人之间的地位，为实践中因担保不慎而承受严重后果的企业、个人的权益提供了保障。各企业应与时俱进，及时跟进法律变化发展，有效行使法律赋予的权利、运用法律提供的武器，维护好自身利益。

三、 終わりに

「民法典」は「物权法」、「担保法」等の規定をベースに、現行の法律体系と整合性が取れておらず、又は、実際のニーズに合わない古い条文を削除し、担保制度が健全に発展していくよう条文を新たに追加することで担保法律制度を一層整えており、資金の融通、取引形式の多様化、及びビジネス環境の改善効果がある程度期待される。

また、「民法典」は担保提供者の利益を保護する傾向が見られ、これは、担保提供者と担保物権の権利者の地位のバランスを保つうえでは有益であり、実践においても、担保を提供する際の不注意により重大な影響を被ってしまう企業、個人の権益を保障することになる。各企業においては、時代とともに前進し、法律の変化・発展に速やかに追いつき、法律から賦与される権利を効果

³ 连带共同保証の債務人在主合同规定的債務履行期屆滿沒有履行債務的，債權人可以要求債務人履行債務，也可以要求任何一个保証人承擔全部保証責任。

³ 連帯共同保証の債務者が、主たる契約に規定する債務履行期間が過ぎても債務を履行しない場合、債権者は債務者に対し債務の履行を求めることができ。また、いずれか1人の保証人に対して全部の保証責任の負担を求めることもできる。

的に行使し、運用面での法律を武器に、自己の利益をしっかりと守らなければならない。

（里兆律师事务所 2020 年 10 月 16 日编写）

（里兆法律事務所が 2020 年 10 月 16 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- “类案检索”对诉讼案件及企业风险防控的意义
- 强化商业秘密保护的立法动向

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 訴訟事案及び企業におけるリスクマネジメントに対する「類似する事案検索」の意義
- 営業秘密保護強化に係る立法動向